

板橋区国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和5年10月30日（月）

区役所南館4階 災害対策室

板橋区健康生きがい部国保年金課

令和5年度第1回

板橋区国民健康保険運営協議会会議録

開会年月日 令和5年10月30日（月）

開会時刻 15:00

閉会時刻 15:57

開催場所 区役所南館4階 災害対策室

出席委員

| | | |
|--------|-------|-------|
| 吉田 和雄 | 稲本 良子 | 寶田 一明 |
| 花島 直樹 | 保坂 洋二 | 元山 芳行 |
| 成島 ゆかり | 山内 えり | 大森 大 |
| 大島 香樹 | 佐伯 幸範 | |

出席理事者

区 長 坂本 健

事務局職員

| | | | |
|---------------|--------|---------------|-------|
| 健康生きがい部長 | 宮津 毅 | 国保年金課長 | 浅賀 俊之 |
| 国保年金課管理係長 | 梶山 智之 | 国保年金課管理係副係長 | 西山 隆子 |
| 国保年金課国保給付係長 | 住吉 弦多 | 国保年金課国保資格係長 | 北沢 寧子 |
| 国保年金課国保資格係副係長 | 福田 ルミ子 | 国保年金課国保収納係長 | 江川 尚之 |
| 国保年金課国保特別整理係長 | 中川 彰雄 | 国保年金課国保特定健診係長 | 小林 粹男 |

○国保年金課長 それでは定刻前ではございますけれども、本日も出席の方、皆さん揃われましたので、ただいまから、板橋区国民健康保険運営協議会を開催させていただきたいと存じます。

本日はお忙しいところ、板橋区国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の会議ですけれども、会議録を作成するために録音させていただきます。ご発言される際にはマイクの手前にあります、丸いボタンを押していただきまして、赤いランプが点灯してからご発言をいただくようお願いいたします。

なおご発言が終わりましたら、再度丸いボタンを押していただいて、電源を切っていただくようお願いいたします。

本日は開会に先立ちまして、一部の委員の方が交代になりましたので、新しい委員の皆様を私からご紹介をさせていただきます。皆様のお手元に委員名簿がございますので、併せてご参照いただければと思っております。

それでは、今回着任されました公益代表の方々でございます。

はじめに、

元山芳行様。

成島ゆかり様。

山内えり様。

大森大様。

以上4名の方でございます。

それではただいまから、板橋区国民健康保険運営協議会を開会いたします。

初めに、本日の委員の出席状況につきましてご報告させていただきます。本日の出席状況は、11名となっております。委員定数の2分の1以上に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

さて、今回は先ほどご案内いたしましたとおり、委員の一部に交代がございました。これによりまして、会長及び会長職務代理者に欠員が生じたので、改めて会長及び会長職務代理者を選任していただく必要がございます。

それでは会長の選任に入ります。会長につきましては、板橋区国民健康保険運営協議会規則第4条第1項により、公益を代表する委員の中から選任することとなっております。ご推薦等ございましたらば、ご発言いただきたく存じます。

○寶田委員 はい。

○国保年金課長 寶田委員お願いいたします。

○寶田委員 会長は元山芳行委員にお願いできたらと思います。

○国保年金課長 ありがとうございます。ただいま寶田委員から、元山芳行委員を会長にとご推薦がございました。委員の皆様方、会長には元山委員を選任するという事にしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○国保年金課長 はい。ご異議がないものと認めまして、会長には元山委員を選任することに決定いたしました。お手数ですが、お席をお移りください。それでは、会長に就任されましたので就任のご挨拶をいただきたく存じます。

○会長 みなさまこんにちは。ただいま、当協議会の会長に就任いたしました、元山芳行でございます。今日、国民健康保険事業は社会保障の中ですね、現在厳しい運営がなされているものというふうに思っております。増税していかないとなかなか支えることができないというそういう位置づけでありまして、加入している皆様ですね、ご負担をいかに減らすというのは難しいですけれども、抑制できるかといった、この中では、どうやってそこから我々です

ね、結びつけるかということと共に考えていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それではただいまより、板橋区国民健康保険運営協議会を開会いたします。開会にあたりまして、保険者代表の坂本区長からご挨拶をお願いいたします。

- 坂本区長 皆様こんにちは。国民健康保険運営協議会の委員の皆さんにおかれましては、ご多忙の中にもかかわらず、本日第1回板橋区国民健康保険運営協議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。また今回委員をお引き受けいただきました皆様には、重ねてお礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。

本協議会については、被保険者の代表の方、医療機関の代表の方、公益代表の方、被用者保険代表の方にお集まりをいただき、国民健康保険事業の運営に関する事をご審議いただきます。

本日は、委員の皆様のご意見をお聞かせいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

- 国保年金課長 それでは続きまして、坂本区長から元山会長へ諮問書をお渡しいただきます。なお、諮問書につきましては、コピーを委員の皆様の机の上に配付してございます。

- 坂本区長 それでは、今回の諮問事項につきまして、諮問書に沿いまして申し上げます。

第1に「出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者の国民健康保険料の減額措置についての規定の追加」、

第2に「出産被保険者の届け出についての規定の追加」、

第3に「所要の規定整備」、以上3件でございます。

国民健康保険法の改正に伴いまして、出産する予定の国民健康保険の被保険者等の保険料を4か月分減額することといたしました。

改定の詳しい内容につきましては、後ほど事務局の方から説明をさせていただきます。

それでは会長様に諮問書をお渡しさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 国保年金課長 ありがとうございます。坂本区長は、他に所用がございますのでここで退席させていただきます。以降の議事につきましては会長にお任せいたします。ご協力どうもありがとうございました。

(坂本区長退席)

- 会長 それでは会長職務代理者の選任に入りたいと思います。その方法はいかが取り計らったらいいか、ご意見がございましたらご発言願ひします。

- 寶田委員 はい。会長に一任したいと思います。

- 会長 今、寶田委員の方から会長に一任というご意見がございました。私に一任とのことでございますので、私からご指名させていただきます。会長職務代理者には、成島ゆかり委員を選任することといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 会長 異議ないものと認めまして、会長職務代理者には成島ゆかり委員を選任することと決定いたしました。それでは新会長職務代理者より一言ご挨拶をお願いいたします。

- 会長職務代理者 皆様こんにちは。お疲れ様でございます。ただいま会長職務代理者の選任を拝しました、成島ゆかりでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 会長 ありがとうございます。それでは本日の議事録への署名委員の選出になりますが、当運営協議会規則第9条第2項によりまして、会議録には議長及び2名以上の委員が署名することとなっております。この署名委員2名の選出につきまして、私にご一任いただければと思ひ

ますがいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 会長 ありがとうございます。異議なしということでありますので、私から指名させていただきます。署名委員に保坂洋二委員と山内えり委員のお二人に署名委員をお願いしたいと思います。後日、議事録へ署名いただきますので、よろしくお願いたします。

続きまして、本日の傍聴希望者についてご報告いたします。傍聴希望者は1名でございます。板橋区国民健康保険運営協議会傍聴規程に照らし傍聴を許可いたします。傍聴希望の方、どうぞお入りください。

(傍聴者入場)

- 会長 それでは、議題に入ります。本日の協議会につきましては、説明、質問、それぞれ簡潔に行っていただきますよう、よろしくお願をいたします。それでは諮問文にあります、東京都板橋区国民健康保険条例の一部改正について審議をいたします。本件の概要につきまして、国保年金課長より説明を求めます。

- 国保年金課長 お手元に資料1をご用意ください。こちら、諮問事項となっております。出産する予定の国民健康保険の被保険者、または出産した被保険者、こちらの国民健康保険料の減額措置につきまして改定するものでございます。

(1)に書いてありますが、出産被保険者の国民健康保険料の減額に関する規定の追加でございます。こちらは出産をされる被保険者の方、こちらの国民健康保険料の額から、出産予定日の属する月の前の月から翌々月までの4か月分、こちらの所得割額及び均等割額を減額するものでございます。ただ、多胎妊娠、双子以上のお子様を妊娠された場合には、出産予定日3か月前から出産翌々月までの6か月分の保険料が減額の対象となります。

2番目、出産被保険者の届出に関する規定の追加でございます。こちら出産の事実を明らかにするために出産予定日等を記載しました届書に、出産の予定を明らかにすることができる書類を添えていただくこととなります。ただし例外としまして、届書に記載すべき事項等を区長が確認できる場合は、この届出を省略することができるという規定を盛り込ませていただくものでございます。

裏面に参ります。改定理由でございますけれども、こちらは「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布によるものでございます。施行期日につきましては、令和6年1月1日より。ただ、経過措置としまして、減額の措置につきましては、令和5年11月1日以降の出産被保険者が対象となるものでございます。

参考としまして、お手元に配付してあります資料の2、こちらをご用意いただけますでしょうか。そちら資料2の5ページになります。ただいま申し上げました、条例改正の概要を図式化させていただきました。書類の下半分になりますけれども、図に示してございます。

事例の3つが掲げてありますが、1つ目、単胎の方、お1人生まれる方につきましては、出産予定月の1か月前から出産予定月、1か月後、2か月後、この合計4か月が保険料の減額対象となるものです。

そして多胎妊娠の方、双子以上の方につきましては、出産予定月の3か月前から3か月前、2か月前、1か月前、当月、翌月、翌々月と6か月が保険料の減額の対象になるというものをあらわしてございます。

経過措置でございますけれども、令和5年11月に出産を予定されている方、こちらが初めて令和6年1月分の保険料が減額の対象になるということを図式化させていただきました。

こちらの資料6ページ目になりますけれども、対象となる方の人数の見込みでございます。令和6年度、年間で278人を想定してございます。それ以外に減額される額の見込み等が記載されてございます。なお、財源になります、国が2分の1、都が4分の1、区が4分の1

を負担するということになってございます。雑駁ですが説明は以上になります。

○会長 ただいまの説明に対して、ご質問がございましたらご発言願います。挙手をいただければ。では山内委員。

○山内委員 改定内容について少し確認させていただきます。1つは、今回、減額措置ということですが、医療と支援金、介護分と、こういう括りになっているかと、国保料自体がこういう括りになっていると思いますが、この単胎の場合の4か月、それから多胎の場合の6か月分というのは、今徴収の仕方が12か月分を10回に分けていますので、そのいわゆる4か月分をそっくりそのまま減額すると、こういうことでよろしいか、それぞれ確認したいんですが、いかがでしょうか。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 国保年金課長です。ただいまのご質問につきまして、お答え申し上げます。まず単胎、お子様1人だけの場合の減額の対象となる月数についての考え方を、はっきりして欲しいということだと思いますけれども、これ保険料というのは12か月分、これを基にしましてそのうちの4か月分が減額の対象となるものです。

今委員からお話がありましたように、板橋区の場合には1年分、12か月分の保険料を、10回に分けてご負担いただくという、10期割という制度を用いています。つまり、何月分という保険料と、何期分という保険料は若干の差がございまして、ただ金額としては、1年分の保険料の12分の4、これが減額されるという状況になります。

双子以上の多胎の場合には、これが12分の6が減額されるというものですので、期割にしますと若干の数字のずれが出て参りますけれども、金額としてはそのように調整をさせていただきます。以上です。

○会長 山内委員。

○山内委員 わかりました。それから、今回の均等割額の軽減制度に7割減額されている、5割、2割減額をされているという対象の方がおられるかと思えます。そういう方たちも、今回の改定によってそれぞれ単胎の方は12分の4、多胎の方が12分の6、こういう減額の措置ということになるのか確認させてください。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 ただいまのご質問につきまして、減額されている世帯につきましてどのように金額が動くのかというお尋ねでございまして。

まず、国民健康保険料は所得に応じまして、ご負担の額が変わって参ります。今お話いただいたように、一定の所得に満たない方につきましては、ご負担いただく保険料が2割減、5割減、7割減となります。この減額がされた後、つまりご本人にご負担をいただくべき保険料が、1年分まとめて計算されます。そこから12分の4、もしくは12分の6が軽減されるという流れになって参ります。

○会長 山内委員。

○山内委員 はい、わかりました。それから、今回この改定自体は減額の措置ということで、お子さんを出産する方への措置ということで、大変、今出産費用が高いですから、大事な措置かなというふうに考えているところですが、保険料払う人っていうのは、最近が増えるというより、むしろ減っている中で、保険料自体は今後どうなっていくのかってのは非常に皆さんの関心が高いところだと思っておりますし、今既に大変高いということは、私は大変問題だと思っておりますけれども、こうした減額措置によって来年度以降に対する保険料の影響というのはどんなふうに考えているのでしょうか。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 保険料というのは、医療にかかる費用を保険に入っている皆様で均等に割り振

っていくという考え方で成り立っているものですので、給付が増えれば、それに伴う財源は確保しなければならぬということになって参ります。

ただ、今現在国の方からですね、来年度の保険料に基になる金額、いわゆる係数と言われているものが、本来ですともう示されてる時期なんですけども、未だ情報が示されていない、そういった背景がございまして、来年度の保険料がどのように動くのかということが明確になっていません。

ただ一般的に考えますと、今国民健康保険の加入者はどんどん減っている状況です。社会保険の適用拡大ということで、国民健康保険から社会保険に動く方が結構増えていらっしゃる。また、国民健康保険に加入されている方、徐々に高齢化が進んでおりますので、医療費が徐々に伸びているという傾向が見受けられます。これを踏まえますと、加入者が減って医療費が増えるという状況から、保険料は上がっていくものというふうに見込んでおられるところがございます。

○会長 よろしいですか。次質問ございましたら。大森委員。

○大森委員 かなり重複してしまってますので、ちょっと幾つか確認だけなんですけど、人工中絶の方も含まれるということですが、これは例えばその出産予定5か月目とかに中絶をされた場合合っているのは、その方も軽減されるんですか。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 こちらはですね、妊娠85日を超えた方が、この制度の対象になって参ります。

○会長 大森委員。

○大森委員 中絶も、もう半年後でも、全員もう関係なくということですね。わかりました。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 ちょっと補足で、人工妊娠中絶のお話がございましたけれども、残念ながら死産となった方も対象になって参ります。

○大森委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 よろしいですか。他にございますでしょうか。保坂委員。

○保坂委員 薬剤師会の保坂でございます。この規定に関する届出の部分なんですけど、「届出に記載すべき事項等を区長が確認できる場合は、この届出を省略できることができる」とあるんですが、この確認できる場合というのはどのような場合なんでしょうか。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 最も一般的な例で申し上げますと、出産育児一時金の申請を出された時、これが事例として挙げられます。出産育児一時金50万円の支給がございますので、こちらですと、ほぼ漏れなく申請いただけるものと私たち見込んでおります。その時には出産の事実を証明できる書類もお持ちいただきますので、その時にもし申請をいただいている方に関しましては、この減額の申請につきましてご案内するという準備を進めているところでございます。

○会長 保坂委員。

○保坂委員 ありがとうございます。

○会長 以上ですか。それでは他に質問ございますでしょうか。無ければ、質疑を終了し、引き続きまして、ご意見がございましたら、ご発言を願います。成島委員。

○会長職務代理者 今回の諮問は「全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布に基づき、産前産後の4か月間の保険料を減額する内容となっていると認識しております。本件は出産する被保険者の保険料の負担軽減に繋がることから、今回の諮問事項につきましては、原案のとおり認めることに賛成いたします。

○会長 他にご意見ございますでしょうか。無ければここです、区長の諮問に対する答申をまとめたいと思います。東京都板橋区国民健康保険条例の一部改正について、賛成の方は挙手

をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○会長 賛成多数と認めます。よって、東京都板橋区国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり認めることといたします。

なお、答申文については、原案を適当と認めるとの内容で、事務局に作成をお願いいたします。それでは続きまして、報告事項(1)「令和5年2月24日の運営協議会後の規則改正について」、国保年金課長よりご報告願います。

○国保年金課長 それでは、令和5年2月24日の運営協議会後の規則改正につきまして、ご説明させていただきます。お手元に資料4をご用意ください。

本件は、新型コロナウイルス感染症に罹患して、療養のために職務に服することができなくなり、収入が減少した場合に支給される傷病手当金につきまして、板橋区規則で定める適用期間を延長する内容となっております。今回2回の改正を行っております。

初めに、令和5年3月30日に行いました改正です。板橋区規則第44号としまして、新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日をもって感染症法の位置付けが第五類感染症に分類されることに伴い、傷病手当金の支給適用期間を令和5年5月7日までに改めたものです。

その後、厚生労働省から傷病手当金の財政支援の対象について、5月7日以降に新型コロナウイルスに感染して、勤務に就くことができなかったという場合の傷病手当金の支給を開始する日を、5月8日以降になっても認めるという通知が来てございます。これを受けまして傷病手当金の支給対象とする見解が示されたことを受け、正確性を高めるために文言の整理を行ったものになってございます。説明は以上です。

○会長 ただいまの報告に対して質問等ございましたらご発言願います。山内委員。

○山内委員 確認ですが、今回改正理由に、国からの財政支援継続というふうにありますので、国から支援を継続するという通知なのか、そういったことがわかったのはいつになるのでしょうか。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 まず一番最初、新型コロナウイルスの分類が五類に変更になるので、この傷病手当金に関する財政支援を終了しますという通知が初めに来ておりまして、こちらは令和5年2月10日でした。このときには、適用される日を令和5年5月7日までとするという通知が来ていたんですが、このままですと、実際にこれまでに罹患をして、勤務予定日にそれ以降従事できない方が対象から漏れてしまうという課題が出て参りました。

各保険者から国に対して問い合わせが数多く寄せられたことから、厚生労働省から改めて令和5年4月28日に、5月7日以降に新型コロナウイルスに感染していれば、傷病手当金の支給を始める日が5月8日以降であっても財政支援をしますという回答が来たという流れになってございます。

○会長 山内委員。

○山内委員 そうしますと、ちょっと確認ですが、5月7日までということですから、7日までにそういう申し出と申しますか、あれば該当する期間というのは、それぞれの病状の状況、療養状況ありますけれども、この規定によれば、1年6か月を超えないものということですから、7日にその感染がわかれば、規定に最高1年6か月までは傷病手当金の受け取りが可能というふうに考えてよろしいでしょうか。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 今おっしゃったとおりでございまして、まずこの傷病手当金というのは、本来勤務すべき日にちに勤務できなくて、賃金等がカットされてしまった部分を保障する制度というものでございます。

従いまして、今委員からありましたように、コロナが五類に移行する前に感染していた方が、それ以降本来なら勤務すべき日にコロナの影響で勤務できませんでしたと、それによって賃金を受け取ることができませんでしたというところまで今回傷病手当金の対象にしますということに改められたものです。これが最大限で1年6か月の範囲内ということで通知があった。これを受けて、文言の訂正をさせていただいたものです。

○会長 山内委員。

○山内委員 はい、わかりました。それからちょっと確認ですけれども、その3の改正内容を見ますと、既に期日が5月7日、この公布の日を過ぎていますが、これは運営協議会が2月24日以降無かったから、今回こういった提示といいますか、規則改正の報告となったということで理解してよろしいでしょうか。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 大変申し訳ございません。事後報告になってしまいますが、運営協議会を開催する暇が設けられなかったということで、ご了承いただければと思います。

○会長 よろしいですか。他にございますか。無ければ本件はご了承いただきまして、次に移りたいと思います。

報告事項(2)「板橋区国民健康保険保健事業プラン2029の策定について」ご報告願います。国保年金課長。

○国保年金課長 それではお手元に資料5をご用意ください。「板橋区国民健康保険保健事業プラン2029」の策定につきまして、ご説明させていただきます。

こちらの計画につきましては、現在、「板橋区国民健康保険保健事業プラン2023」というものが策定されて、それに基づき、それぞれの保健事業等が行われているところでございます。今回この計画期間が満了するに当たりまして、新しく計画を立てるというものでございます。

なお、この保健事業計画につきましては、国の法律に基づきまして、策定期間は6年間という定めがございます。従いまして、計画につきましては、2024年から6年間という形で立てさせていただくものでございます。

資料5の1ページ、目的になりますけれども、こちらの計画につきましては、健康の保持増進、生活の質の維持向上、そして医療費の適正化に資することを目的としているものでございます。計画の位置付けですが、データヘルス計画につきましては、保険者としての市区町村が国民健康保険法に基づいて、国の指針に従って策定するというものになってございます。今回の計画につきましては、東京都が標準化を図ると、都道府県単位で標準化を図るということで計画の策定が進められているところでございます。従前の計画は、各市区町村がまちまちの視点で計画を立てておりましたために、その効果等を一般的に標準的に比較・検討することが難しいということで、今回より、その作り方を統一しようということで定められて、今、計画を練っているところになります。

資料5の2ページをご覧ください。2ページの上の欄に書いてございますけれども、これらの健康に関する計画でございますが、保健事業の実施計画というものと、特定健康診査等実施計画というものの大きな柱が二つございます。板橋区ではこの2つの健康に関する計画を合わせまして、「板橋区国民健康保険保健事業プラン」という形で策定しているものでございます。

資料5の3ページに移りますが、計画の期間、先ほど申し上げましたとおり、6年間というものになって参ります。新しい計画につきましては、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とさせていただきます。

項目の3番で基本的な視点がございまして、こちら先ほど少し触れましたけれども、標準化というものが推進されます。東京都では、都道府県レベルの効果指標などの設定等を標準化す

るということの国の指針に沿いまして、東京都が東京大学と連携しまして、新しく「第三期データヘルス計画策定用データヘルス計画標準化ツール」というものを作成いたしました。これは各自治体、各区が持っています健康に関するデータ数値等を入力すると自動的に計画が作られていくというものになってございます。

4番目、検討組織でございますけれども、庁議。庁議というのは、板橋区の最高決定機関であります庁議。そして、板橋区国民健康保険保健事業プラン策定検討会。そしてその下に、職員で組み立てました作業部会が設けられているところでございます。この関係性につきまして、資料5ページに図式化したものをご用意させていただきますので、併せてご覧いただければと思います。

本日は、この保健事業プランにつきまして、この検討組織から左のマス目の2番目ですね、板橋区国民健康保険運営協議会、この会議の方に報告をさせていただきまして、ご意見をいただくという流れになっている、この報告になって参ります。

策定スケジュールになりますけど、資料4ページにお戻りいただきまして、本日、令和5年11月に運営協議会の方に計画の策定につきましてのご報告をさせていただきました。こちらを踏まえて、今後、2月にもまたご報告をさせていただく予定になっています。

最後6ページ目になりますけれども、検討会につきましては、本日開催させていただきまして、素案の議会報告が今後12月に予定をされております。そのあと、パブリックコメントを行いまして原案を策定し、ご報告という流れを予定しているところでございます。説明は以上でございます。

○会長 山内委員。

○山内委員 今後のスケジュールのところですが、パブコメを12月に実施予定ということですが、このパブリックコメントの聴取の方法と、期間はどれぐらいで今考えているのか教えてください。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 パブリックコメントの意見聴取の期間につきましては14日間、2週間を予定しているところでございます。周知につきましては区のホームページ、広報いたばし、そういったものを活用しまして、広く一般の方からの意見を募集したいというふうに考えております。

○会長 山内委員。

○山内委員 そうすると今SNSだとか、色々随分LINE公式が始まったり、様々区として周知努めておられると思うんですが、なかなかこのパブコメっていつも意見が少なくて、そもそも2週間という期間は私は短いと思っておりますので、もう少し聴取する時間を延ばすですとか、周知を積極的をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 期間の延長につきましては、作業スケジュールに大きな影響が与えられるということから、今現在ちょっと対応は難しいというふうに思います。ただ周知につきましては、今委員からご発言がありましたSNSの活用も視野に入れて、より多くの方に積極的な周知を図れるように取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○会長 山内委員。

○山内委員 それからちょっと確認なんですけど、資料5の3ページのところに、先ほど3の基本的視点で標準化の推進とありまして、その計画を策定していくにあたって、経年的にモニタリングを行いということであるんですが、どういう方にモニタリングをして何人ぐらいの方で、何かこう検討、客観的な健康課題を状況を把握していくのかとか、そんなモニタリングの状況について、検討状況わかれば教えていただきたいんですがいかがでしょうか。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 個別にアンケートを取るという方法もございますけれども、実は国民健康保険に加入されている方の健康状況というのは国保データベースという、いわゆるお医者さん等を受けたときの記録が残るシステムがございますので、そこから数値を採って、より広く正確に健康課題を抽出できるというのが構築されております。そちらを活用していく予定で、今準備を進めております。

○会長 山内委員。

○山内委員 そうすると、加入者、確か57万区民のうち、今25%ぐらいでしょうか、ちょっと私その辺の加入状況って、毎年こう下がっていて正確な直近の数値は持ち合わせてないんですけど、そういう加入者に対してのデータベースからモニタリングしていくっていうことであって、あくまで国保加入者の中でのモニタリングということではよろしいでしょうか。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 そのようになります。ただ一般的な健康課題というのは、様々な分野から私たちが何ていうか入手しているっていうのがありますので、いわゆる健康課題につきまして、広く一般的に言われてるものにつきましては、より区民の皆様が健康を維持できるような形で支援できればという視点は持っております。

○会長 山内委員。

○山内委員 それからすみません。これまでの今回配付されています、「板橋区国民健康保険保健事業プラン2023」も、ちょっと少し拝見しましたけれども、例えば22ページ見ますと、この間特定健診の受診率は上昇傾向だったけれども、平成28年度以降低下していると、こういう記載がありまして、その辺なぜそういった受診率が低下しているのかとか、今区としてのその受診状況ですとか、これは課題だというふうにあって板橋区としての目標値に達していないとこういう記載になってますけれども、その目標数値を上げていく方法ですとか、その課題をよりこうを改善していくために、今板橋区としてはどんな努力をしているのか教えてください。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 まずですね、健診状況なんですけれども、若い方というのは意外と健診を受けたらないという傾向は見えてきています。特に40代の方というのは働き盛りで忙しい、そして自分があまり病気とは縁がないと思っていることから、なかなか受診を勧めても受けてくたさらないっていうものが、一般的な例として見えてきている状況があります。

また一方でですね、壮年、50代・60代になってきますと、今度本当に忙しい、時間がとれないとか、そういった形の理由をおっしゃる方もいらっしゃいます。それから自分の体調については自分で管理できるから、こういう健診は受けなくてもいいんだっていうような声も聞こえてきているところです。

ただ、委員も同じ感覚だと思うんですけれども、こういう健康診断によって見えないリスクを早めに気が付いて対処するということが、健康維持にとっては非常に大きな効果が上げられるというものがありますので、私たちとしては今後も積極的に健康診断を受けてくださいという働きかけをしていくつもりでおります。

○会長 山内委員。

○山内委員 それからそうすると、私の感覚だと確か郵送で届いて、封筒に入って、受診してくださいというのが、いつも6月前後に届いていたかなと思っているんですね。私は必ず、やっぱり病院で働いていましたし、健康、人よりは高いなと思っている、積極的に受けてきた方なんですが、それでも40代の方は大変低いと私も数字見て愕然としましたけれども、こんなに低いんだっていうことには大変愕然としてます。

ですから、基本的にまず全対象者に通知を出しているのかということの確認と、未受診の場

合は、次にどういう働きかけをしているのかについても教えてください。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 健診のお知らせにつきましては対象になる方すべてにお送りさせていただいています。また、届いていないよとか、無くしちゃったよって、お話がある場合にはすぐに受診券は再発行させていただいています。

あと、受診勧奨につきましては、色々な方法を考えているんですけども、今までは健康診断を受けないとこんな怖いことがありますよというような、そういったPRが結構多く使われていたんですけども、そうではなくて、自らやっばり受けた方がいいよねというふうに考えられる、そういった後押しをできるような言葉もうまく使いながら、自ら足を運びたいというように勧奨していきたいということで、今、色々な情報を集めて検討しているところでございます。

○会長 山内委員。

○山内委員 最後になりますけど、確かこの国保の特定健診のところで、婦人科系の検診が無かったように思うんですが、例えば乳がんの検診ですとか、そういった子宮がん検診とかそういったものっていうのは、何かこう、ただでさえ受診が下がっていて、非常に厳しいなど、ここに入っていれば、より受けやすくなるのではないかなというふうに思うんですが、その辺のこの特定健診の中といいますか、この国保の中での健診の中に、その女性特有の検診っていうのをどうやらこう入れることができるのか、現状、たぶん何か国とか色んな関係で入っていないんだと思うんですが、その辺り板橋として、自治体として、加えていくとかそういったことっていうのはできないんでしょうか。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 まず、特定健診というものの、そもそもの考え方というのは、ちょっと考えが古いんですけど、メタボを改善していこうという視点から始まっているのが特定健診になります。

先ほどのがん検診につきましては、区としては健康推進課の方でやっています、一般のがん検診、こちらの方で広く区民の方に周知しているということで、所管課が別々になってしまっているというところが一つの課題なのかなというふうには考えているところです。

ただ、いずれにせよ区民の皆様にそういう検診の機会はきちっと提供するという形で、今動いております。

○会長 山内委員。

○山内委員 意見としては、所管が違うということで色んな課題、難しさはあるとは思いますが、通知を出していてもその働き盛りの人たちが、いわゆるメタボ対策としての健診も低い状況で、板橋区としてはそういった方々により積極的な健診をされるように、色々な勧奨されていると思いますが、それでも上がっていないわけですから、より区民の方が積極的に健康をね、保持していこう増進していこうという立場で受けられるような対策を、より積極的にとっていただきたいと思っております。以上です。

○会長 他にございますでしょうか。大森委員。

○大森委員 あと先ほどのパブリックコメントの件なんですけども、たぶんこれ一番答えて欲しい方って、高齢者だと思うんですよ。そうしますと、そのSNSとか、どんどんLINEとか駆使しても、多分あんまり反響はないんじゃないかと思うんですが、ですから私は介護事業所とか、そういったところと連携をして、パブリックコメント回収した方がいいかと思うんですが、それについてはどう思われますか。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 今、高齢者の方の反応の件でご意見いただきました。確かに高齢者の方、そう

いった電子機器とかそういったもの得意でない方がいまだに多いというのは理解しております。

今いただいた情報なども参考にですね、介護事業所等にも情報を流して、こういったパブリックコメントあるからどうですかという声かけ等、協力を求めるのもありかなというふうに思います。

○会長 大森委員。

○大森委員 あとスマホ教室を、今高齢者を対象にやってると思うんで、そこでも実施した方が私はいいかと思っております。

あと先ほど健診の件でも追加でちょっと質問したいんですけど、山内委員の忙しいと40代・50代、忙しいって言うんですけども、週末とかの休日に健診受けられる場所って区内どれぐらいあるんですか。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 板橋区の医師会、また練馬区の医師会にお願いをして、様々な医療機関にご協力いただいているんですが、土日やっている医療機関というものはまちまちになっています。

ですから、皆さん主治医の方であるとか、近くのお医者さん、医療機関等をご利用いただくと思うんですけども、なかなかニーズに合わない場合がまだまだあるのかなというのは思っているところです。

○会長 大森委員。

○大森委員 結局そこだと言うんですよね。わざわざ有給を取って申請しないと健診が受けられなくて、そこまでしてもらえないという、休みのときにふらっと行けるぐらいのレベルでだったら受けるっていうのが多いと思うので、ぜひそこはちょっとその健診に関して注力していただきたいなと思っております。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 ただいまのご意見につきましては、板橋区並びに練馬区の医師会の方にそういったご意見があった旨、お伝えさせていただきたいというふうに思います。

○大森委員 以上です。

○会長 他にございますでしょうか。保坂委員。

○保坂委員 すいません。医療費についてお伺いしたいんですが、1ページの基本的事項の目的のところには、医療費の適正化というふうに表現が書かれているんですが、3ページの基本的視点の取り組みの推進のところには、医療費の抑制という表現で書かれています。同じような意味として解釈してもいいのかなと思うんですが、この医療費というものは多分ドクターフィーとホスピタルフィーと分かれてくると思うんですが、この実効性ある方策を視野にといいことで、どのような抑制策が今のところ考えられているのか、もしあればお伺いしたいんですが。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 まず、こちらの方の文言につきましては、私たち抑制というよりも適正化という言葉を使いたいという気持ちでおります。抑制というのは、本来必要な医療が受けられなくなってしまうというふうに受けとめてしまうとよろしくないんで、抑制という言葉を使いたくないという考えでおりますので、こちら資料3ページにつきましては、抑制ではなく適正化という形でお読みかえいただけるとありがたいなと思っております。

実際にこの医療費をどうやって拡大させないように取り組んでいるかというお話でございましたけれども、幾つかの取り組みがあります。

例えば薬剤費につきましては、ジェネリック、いわゆる後発医薬品の使用促進という形で、同じ効果がある医薬品であれば、単価の安いものを使っていただくというものを推奨しております。

また、受診の適正化という形です、特に筋骨格系、いわゆる整形外科系、はり・きゅう・あん摩等の部分でございますけれども、中にはですね、疾患の治療ではなくて、慰安目的で通われている方もいらっしゃいます。そういった慰安目的に関しましては、保険の適用外になりますので、診療報酬明細書、いわゆるレセプトの中からそういった可能性のあるものを抽出して、医療を受けられている方に直接お尋ねするというような取り組みもしているところでございます。

また、重複受診をしていないかというチェックもさせていただいています。同じ疾患で複数の医療機関に通って、医薬品を多く手に入れようとされる方、いまだにいらっしゃいます。特に多いのは抗精神病薬、または睡眠薬につきまして、どうしても数が欲しいのか、複数の医療機関、複数の薬局を利用される方が後を絶たないということでございますので、そちらにつきましても、チェックを入れて重複受診、複数の服薬に結びつかないように気をつけているという取り組みをしているところでございます。

○会長 保坂委員。

○保坂委員 重複投与については、私たち薬局、薬剤師も患者様の健康被害無いように、適正に使われるように、日頃から取り組んでいるわけですので、その部分は今後ともぜひ実行していきたいところではあるんですが、この2023の事業プランを見ていて、ちょっと流し読みなんですが、削減できたってところがどうしても今もお話にあったんですが、後発品の使用促進による医療費の削減ってところは、効果として上がってるのかなとは読んでおります。

ただ、この後発品自体も、現状も80%近くになってきて、これ以上薬局側の努力でさらに使用率を上げてくれるところもなかなか難しいところもありますので、この辺は利用する被保険者の方も含めての利用促進ということももう少し保険者の方から強く言っていただけると大変ありがたいなと思います。

また昨日か何か、医療費の負担で先発品・後発品ある医薬品に関しては、先発品使用者について、一部負担金を求めるという話も出ておりましたので、そういったことも広く周知していただいて、さらに促進を進めていただけるようお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○会長 他にございますでしょうか。無ければ、本件についてはご了承いただきまして、最後に、その他の報告事項がございましたら、ご報告願います。国保年金課長。

○国保年金課長 それでは最後に事務局から事務連絡をさせていただきます。次回の運営協議会の日程でございます。次回の運営協議会につきましては、令和6年2月26日月曜日を予定しております。議題につきましては、令和6年度の国民健康保険料について等を予定しているところでございます。

また、次回開催までに法改正等が生じた場合につきましては、場合によっては書面開催等により、運営協議会を実施することがございますのでご了承いただければと思います。事務局からは以上でございます。

○会長 課長、時間が決まったら、知りたいです。

○国保年金課長 はい。今、会場の都合等によりまして、15時頃の開催を予定しているところでございます。

○会長 ただいま報告に対してご質問ございましたらお受けいたします。特に無ければ、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。これをもって、板橋区国民健康保険運営協議会を閉会いたします。お疲れ様です。